

上尾市告示第 4 7 号

上尾市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 1 7 年上尾市条例第 2 4 号）第 3 条第 2 項の規定により公の施設の指定管理者の指定をしたので、同条第 4 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 2 月 1 8 日

上尾市長 畠 山 稔

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

上尾市文化センター

上尾市二ツ宮 7 5 0 番地

2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

あげお文化創造パートナーズ

(1) 代表団体

株式会社埼玉新聞社

代表取締役社長 関 根 正 昌

さいたま市北区吉野町二丁目 2 8 2 番地 3

(2) 構成団体

株式会社サイオー

代表取締役 橋 本 一 憲

さいたま市浦和区岸町七丁目 1 2 番 4 号

3 指定管理者の指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで